

みなかみ町高齢者世帯エアコン購入費等助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルスへの感染対策として外出の機会が減り、在宅時間が長くなる傾向にあることを踏まえ、住宅における高齢者の熱中症の発症を予防し、もって高齢者の安全かつ安心な生活を支援するため、エアコンのない住宅に居住する高齢者世帯に対し、エアコンの購入及び設置に要した費用の一部をみなかみ町高齢者世帯エアコン購入費等助成金（以下「助成金」という。）として交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 高齢者世帯 65歳以上のひとり暮らし高齢者又は高齢者のみで構成される世帯をいう。
- (2) エアコン 天井、壁、窓枠等に固定して設置する家庭用エアコン又は家庭用クーラー等（新品のものに限る。）をいう。
- (3) 対象住宅 対象者が現に居住し、エアコンが設置されていない住宅又は製造年から10年以上経過し、故障等の事由により既に設置されているエアコンが使用できない住宅をいう。

(助成対象世帯等)

第3条 助成金の対象となる世帯は、申請時において、次の各号のいずれにも該当する世帯とする。

- (1) みなかみ町（以下「町」という。）に居住し、かつ、町の住民基本台帳に記録されている高齢者世帯
- (2) 住民税非課税世帯（ただし、5月から6月までの申請にあつては、前年度の住民税非課税世帯とする。）
- (3) 当該世帯に属するすべての者が町税及び介護保険料を滞納していないこと。
- (4) 当該世帯に属する者以外の者が同居していないこと。
- (5) 賃貸住宅に居住している場合は、あらかじめ家屋所有者からエアコンの設置について同意を得ていること。

(助成対象経費)

第4条 助成金の対象となる経費は、令和4年5月1日以後に町内の販売店からエアコンを購入し、対象住宅に設置するために要した経費とする。

- 2 助成金の対象となるエアコンの台数は、1世帯当たり1台とする。
- 3 エアコンの購入及び設置に要した費用は、助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）が支払ったものでなければならない。
- 4 第1項の規定にかかわらず、介護保険施設、特定施設、認知症対応型共同生活介護施設、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅その他の介護又は日常生活上必要な便宜を供与する事業を行う施設に入所又は入居している者が当該施設にエアコンを設置する場合は、助成金の対象としない。

(助成金の額)

第5条 助成金の額は、エアコンの購入及び設置に要した費用の額に4分の3を乗じて得た額とする。ただし、8万円を限度とする。

- 2 前項の規定により算出した助成金の額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第6条 申請者は、エアコンの設置完了後、高齢者世帯エアコン購入費等助成金交付申請書兼請求書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、町長に申請しなければならない。

- (1) エアコンの購入又は設置に係る費用の額及び内訳並びに販売店の住所又は所在地が確認できる書類の写し
- (2) 設置したエアコンの製品名、型番が分かる書類(写し可)
- (3) エアコンの設置日が分かる書類の写し
- (4) 設置後の状況を明らかにする写真
- (5) 振込先の口座情報が分かる書類(通帳見開き部分の写し等)
- (5) 住民税非課税証明書(令和4年1月1日に町外に住民登録があった申請者に限る。)
- (6) その他町長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請は、令和4年10月31日までに行わなければならない。

(交付決定及び支払)

第7条 町長は、前条第1項の規定による申請があったときは、審査の上、助成金の交付の可否を決定し、高齢者世帯エアコン購入費等助成金交付決定通知書(様式第2号)又はみなかみ町高齢者世帯エアコン購入費等助成金交付却下通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の規定により助成金の交付を決定したときは、速やかに助成金を交付するものとする。

(報告又は調査)

第8条 町長は、前条第1項の規定による審査に当たり、必要に応じて申請者に報告を求め、又は調査をすることができる。

(管理)

第9条 助成金の交付決定を受けた申請者(以下「助成対象者」という。)は、善良な管理者の注意をもって助成金の対象としたエアコンを管理しなければならない。

2 助成対象者は、町長の承認を受けずに、助成金の対象としたエアコンを助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、又は廃棄してはならない。ただし、助成対象者が助成金の全部に相当する額を町に返還した場合又は減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に基づく耐用年数を経過した場合は、この限りでない。

3 助成対象者は、エアコンの設置状況の実地調査を求められたときは、これに応じなければならない。

(交付決定の取消し)

第10条 町長は、助成金の交付を受けた申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、助成金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により助成金の交付決定を受けたとき。
- (2) その他助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき、又は町長の指示に従わなかったとき。

(助成金の返還)

第11条 町長は、助成金の交付決定を取り消した場合において、既に助成金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和4年5月1日から施行する。